

愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会 平成30年度活動中間報告

1 平成30年度人材育成部会開催状況

(1) 第1回(平成30年6月5日)

議題	主な内容等
1 30年度研修計画について	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援従事者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、現任研修ともに昨年と同規模で実施する。(初任者 448名、現任 210名募集) ・現任研修の受講希望者は 212名。そのうち受講要件を満たした 210名を受講決定。 ・専門コース別研修(ASKへ委託)については、国カリキュラムに従い6分野の研修を行う。 ②サービス管理責任者等研修 <ul style="list-style-type: none"> ・合同講義及び分野別研修については、第2分野(身体)を除き、名古屋市内に所在する事業者向けの研修事業を名古屋市へ委託して実施(H30定員: 1,180人 名古屋市への委託はH29~) ③医療的ケア児等コーディネーター養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度新規事業 ・開催時期: 10月頃
2 サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者研修にかかる事業者指定について	○前回の部会における検討を踏まえ、実施要綱の修正案及び今後のスケジュールを提示。
3 人材育成ビジョンの策定について	<ul style="list-style-type: none"> ○骨子案と今後のスケジュールを提示(別紙参照) 【委員からの意見】 <ul style="list-style-type: none"> (1)地域アドバイザーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域アドバイザーの人材育成に関しては、主な対象が相談支援であることと、アドバイザーにより取組に差があることが課題だと考えており、アドバイザーの活用方法を整理したほうがよい。 (2)専門アドバイザーランクの活用について <ul style="list-style-type: none"> ・県に申請すれば、専門的知識がある者(権利擁護、障害児支援など)を派遣してもらえるよい制度だと思うが、意外と知られていないので、ビジョンに記載し、もっと活用してもらえるとよい。 (3)他県のビジョン <ul style="list-style-type: none"> ・北海道や横浜市がすでに人材育成ビジョンを作成しているので、参考にするとよい。

3 地域における人材育成の状況について	○地域アドバイザーによる昨年度の研修実績と予定について報告。
4 県関係機関における研修計画等	○心身障害者コロニー、精神保健福祉センター、愛知県社会福祉協議会の年間計画について報告
○その他 相談支援従事者研修の新カリキュラム(H31～実施予定)への対応	<p>【委員からの意見】</p> <p>○新しい現任研修カリキュラムでは、受講生が担当する個別支援について、研修の3日目から4日目の間に、自分の地域の事例検討会等で検討を行い、その結果を反映した支援計画を次回の研修で持参することになる予定である。</p> <p>各市町村の基幹相談支援センター等が、受講生からの検討依頼に対応することになるため、予定しておいてもらう必要がある。</p> <p>基幹相談支援センターが設置されていない等、地域で事例検討を行う体制が整備されていない市町村については、当面どの機関で受講生の事例検討を実施するか、長期的には、地域の相談支援体制整備をどう進めていくか検討するよう、促す必要があるのではないか。</p>

2 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修の受講定員及び修了者数

※ 専門コース別研修は、「スーパービジョン」「障害児相談支援」「触法」「地域移行・地域定着支援」「権利擁護・成年後見制度」「セルフマネジメント」の6分野

研修名	28年度		29年度		30年度
	受講定員	修了者数	受講定員	修了者数	受講定員
相談支援従事者研修(初任者)	448	303	448	348	448
相談支援従事者研修(現任)	210	205	210	197	210
相談支援従事者研修(専門コース)	300	260	300	333	300
サービス管理責任者研修	愛知県開催分	504	465	492	452
	名古屋市開催分	—	—	256	226
児童発達支援管理責任者研修	愛知県開催分	288	261	288	269
	名古屋市開催分	—	—	144	133
					144

人材育成ビジョン 骨子案及び今後のスケジュール

1 骨子案

- (1) 障害福祉従事者に求められる資質
- (2) 人材育成体制の現状
 - ア 各事業所におけるOJT、offJT
 - イ 市町村における人材育成
 - ウ 地域アドバイザーによる人材育成
 - エ 愛知県における人材育成
 - オ 関係機関が実施する専門的な研修
 - カ 「人材育成を担う人材」の人材の育成
- (3) 今後の人材育成体制
- (4) 人材育成体制の見直し

2 今後の予定

H30. 6	第1回部会 素案作成者を決定
	素案を作成
H30. 9. 11	第2回部会（人材育成ビジョン素案を検討）
H30. 9. 12 ～	研修事前打合会時に講師から意見集約
H31. 1. 21	地域アドバイザーミーティング（アドバイザーから意見集約）
H31. 2. 5	第3回部会（人材育成ビジョン案を確定）
H31. 3	第2回 自立支援協議会（案を提示し意見集約）
	意見を反映
H31. 6	第1回部会（ビジョンを確定）

愛知県障害者自立支援協議会 地域生活移行推進部会 平成30年度 活動中間報告

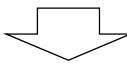
1. 福祉施設入所者の地域移行について

【第5期障害福祉計画】 平成28年度末から平成32年度末における地域生活移行者数を177人とする。

【期中の方向性】 ニーズ調査で地域生活を希望した177人について、地域生活への移行を進める。

【今年度の方向性】 ① ニーズ調査で地域生活を希望した177人の意向を再確認する。

② 177人のうち、施設から地域生活への移行が可能だと回答があった81人について、早急に地域移行を進める。

現状・検討内容																																																
現状																																																
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から28年度までの施設入所者の地域移行数は96人 																																																
検討内容																																																
<p>○ 平成29年度第3回地域生活移行推進部会（1月22日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査で地域生活を希望するとした177人が、各市町村・圏域でどれだけいるかを把握し、相談支援専門員が個別の状況を確認することに取り組んではどうか。 																																																
<p>○ 平成30年度第1回地域生活移行推進部会（6月8日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」で、地域生活を希望した177人の分析を実施。 <p>問17 この方は、現在の地域における障害福祉サービスの利用により、地域生活へ移行することが可能と考えられますか？</p> <p>問14 この方の地域生活への移行に関するご家族の意向は、次のうちどれですか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問14</th> <th>施設</th> <th>地域</th> <th>本人希望</th> <th>回答不可</th> <th>回答なし</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問17</td> <td>46</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>可能</td> <td>46</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>困難</td> <td>47</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>回答なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>39</td> <td>177</td> </tr> </tbody> </table>							問14	施設	地域	本人希望	回答不可	回答なし	計	問17	46	11	9	4	11	81	可能	46	11	9	4	11	81	困難	47	5	11	5	7	75	回答なし					21	21	計	93	16	20	9	39	177
問14	施設	地域	本人希望	回答不可	回答なし	計																																										
問17	46	11	9	4	11	81																																										
可能	46	11	9	4	11	81																																										
困難	47	5	11	5	7	75																																										
回答なし					21	21																																										
計	93	16	20	9	39	177																																										

今後の取組						
<p>① 再アンケートの実施【8月調査、10月集計】</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査で地域生活を希望した177人 <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活を希望した方の氏名や現在の意向・状況を確認するとともに、地域生活移行を推進するため、市町村等への個人情報の提供について承諾を得る。 <p>(質問項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在も施設に入所中であり、地域生活を希望しているか どのあたりに住みたいか（自宅、自宅周辺、施設周辺、その他） 家族の意向はどうか 地域生活に関する施設の評価はどのように（困難とした場合、その理由） 個人情報を支給決定市町村等に情報提供してよいか 						
<p>② 支給決定市町村及び地域アドバイザーに情報提供【10月下旬】</p> <p>○ 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> プランを作成した相談支援専門員が入所施設のサービス管理責任者と協力してアセスメントを実施 地域生活が可能な方については、早急に地域生活へ移行 現時点で地域生活が困難な方については、阻害要因を把握 <p>○ 地域アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け皿の確保・充実について、圏域会議等で検討 現時点で地域生活が困難な方について、阻害要因の解消方法等について検討 						
<p>③ 進捗状況の把握【1月上旬】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供後の市町村及び地域アドバイザーの進捗状況について把握 						

2. 地域生活支援拠点の整備について

【第5期障害福祉計画】 平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する。

【期中の方向性】 県内全域で地域生活支援拠点等が整備されるよう、先行自治体の取組状況の情報提供など、市町村での取組の促進を図る。

【今年度の方向性】 ① 相談支援アドバイザーミーティングにおいて情報共有を行うとともに、地域アドバイザーにより未整備市町村への働きかけや支援を行う。

② 厚生労働省との共催による都道府県ブロック会議等を活用して、先行自治体の取組状況の情報提供等を行う。

③ 生活支援拠点の内容の充足を図るため、地域アドバイザーによる支援を行う。

現状	
現状	
○ 国は第5期基本計画で整備目標年度を延期 (H29 ⇒ H32)	
○ 平成29年度末現在で未整備の39市町村に整備が進まなかった理由を確認したところ、地域生活支援拠点に求められる機能のうち、次の機能の整備が特に困難との回答があった。	
・緊急時の受け入れ・対応 (22市町)	
・一人暮らしの体験の機会・場の提供 (17市町)	
・専門的人材の確保・養成 (15市町)	
○ 整備済の生活支援拠点の機能内容を確認したところ、充程度の差が大きいことから、更なる内容の充足を図っていく必要がある。	
◇ 市町村の取組状況 (H30.3.31現在)	
整備済	15
30年度末まで	6
31年度末まで	1
32年度末まで	30
33年度以降又は未定	2
計	54

今後の取組	
① 相談支援アドバイザーミーティングにおける情報共有 【6月、9月、1月】	
・地域アドバイザーにより、未整備の市町村への働きかけや、地域生活支援拠点に必要とされる人材育成等の支援を行う。	
・生活支援拠点の更なる内容の充足を図るため、地域アドバイザーから整備済市町村への助言や人材育成等の支援を行う。	
② 厚生労働省との共催による都道府県ブロック会議の開催 【11月以降】	
・地域生活支援拠点等の積極的な整備や、必要な機能の強化・充実に資するよう、厚生労働省職員からの説明・情報提供、市町村等からの事例報告、ブロック会議の参加者相互の意見交換等を行う。	
⇒ 詳細については、国から開催決定後に検討 (10月の第2回部会で検討予定)	
③ 進捗状況の把握 【31年4月】	

医療的ケア児支援に関する「協議の場」の設置について

1 県単位の「協議の場」の設置

(1) 設置経緯

愛知県障害者自立支援協議会設置要綱第5（専門部会）に基づき、本県の医療的ケア児支援に向けた必要な措置等を検討するために、平成30年5月24日付で医療的ケア児支援部会要領を制定し、専門部会である医療的ケア児支援部会を設置した。

なお、この部会は医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活を営めるようするため、医療的ケア児支援の関係機関等が連携し、地域の課題の対応策等を協議するための県単位の「協議の場」として位置付ける。

(2) 設置概要

会議名称	愛知県障害者自立支援協議会 医療的ケア児支援部会
開催頻度	年2回(平成30年7月5日及び平成31年2月19日予定)
構成員	14名（各分野の代表者及び当事者団体等）※構成員は下記名簿のとおり
事務局	健康福祉部技監、障害者施設整備室始め関係6課室

愛知県障害者自立支援協議会 医療的ケア児支援部会名簿

氏名	所属・役職	分野	氏名	所属・役職	分野
長谷川 永子	愛知県市町村保健師協議会副会長 一宮市福祉部福祉課 専任課長	保健	伊東 世光	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 会長	保育
野田 正治	公益社団法人愛知県医師会 理事 (野田内科小児科医院)	医療	浅井 亘	医療的ケア連絡協議会 会長 一宮特別支援学校校長	教育
瀬織 雅明	公益社団法人愛知県医師会 理事 (医)秋桜会真清田クリニック	医療	中神 達二	愛知県肢体不自由児・者父母の会 連合会 顧問	当事者
古橋 晴子	一般社団法人在宅医療推進会 訪問看護ステーションこあ 管理者	医療	松田 昌久	愛知県重症心身障害児(者)を守る会 会長	当事者
大石 明宣	社会福祉法人明世会 理事長 (元信愛医療療育センター長)	福祉	夏目 淳	名古屋大学大学院医学系研究科障害児(者)医療学寄附講座 教授	有識者
●三浦 清邦	社会福祉法人豊田市福祉事業団 副理事長 豊田市こども発達センター長	福祉	吉田 太	愛知県心身障害者コロニー中央病院 院長	コロニー
大南 友幸	社会福祉法人ひかりの家 専務理事 子どもと福祉の相談センターひかりのかけ橋 所長	福祉	水谷 千秋	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 課長	市町村

●印は、部会長

(3) 協議内容

- ・医療的ケア児の現状把握及び分析に関すること
- ・医療的ケア児支援における地域の課題や対応策に関すること
- ・医療的ケア児支援における関係機関等の連絡調整に関すること

(4) 第1回開催結果（平成30年7月5日（木））

<議題>

- 本県における平成29年度関連事業の取組実績及び平成30年度実施見込みについて
- 委員から提出された課題・対策及び意見等について
- 医療的ケア児者の実態把握について

<報告>

- 市町村における平成29年度関連事業の取組実績及び平成30年度実施見込みについて

<出席者>

委員14名のうち13名（1名欠席、名古屋市役所は代理出席）

<主な発言>

- 市町村のコーディネーターが機能してほしい。
- 保護者（主に母親）のレスパイトの需要が多いが、デイサービスやショートステイといった預り施設が不足している。
- ショートステイを実施する地域の医療機関（重心施設を含む。）が少ない。主な理由は採算がとれないためなので、なんらかの施策（助成等）が考えられるとよい。
- 在宅医療を行う医師や看護師の不足。人材育成や人材確保のための補助が必要。
- 実態調査は行っていただくべきだが、県と名古屋市で一緒に実施するべき。また、実数把握だけでなく、ライフステージ毎に異なる困り度も分かるとよい。
- 災害支援のための人工呼吸器装着児の把握が重要。など

2 圏域単位の「協議の場」の設置

(1) 設置概要

福祉（児童）相談センターが所管する障害保健福祉圏域会議を活用し、各圏域において協議の場を開催する（同会議の中で、議題の一つとして取り扱う。）。

(2) 協議内容

広域的な課題の把握及び対策の検討、各市町村の取組み状況等の情報・意見交換等。

(3) 平成30年度スケジュール

会議名	開催年月日	開催地
1 海部障害保健福祉圏域会議	平成30年7月23日（月）	愛西市役所
2 尾張中部障害保健福祉圏域会議	未定	
3 尾張東部障害保健福祉圏域会議	未定	
4 尾張西部障害保健福祉圏域会議	平成30年8月16日（金）	一宮市
5 尾張北部障害保健福祉圏域会議	未定	
6 知多障害保健福祉圏域会議	平成30年6月6日（水）	東海市勤労センター
7 知多障害保健福祉圏域会議	未定	
8 西三河北部障害保健福祉圏域会議	平成30年8月9日（木）	豊田加茂福祉相談センター
9 西三河南部西障害保健福祉圏域会議	平成30年7月31日（火）	愛知県西三河総合庁舎
10 西三河南部東障害保健福祉圏域会議	平成30年8月7日（火）	愛知県西三河総合庁舎
11 東三河北部障害保健福祉圏域会議準備会	平成30年7月26日（木）	愛知県新城保健所
12 東三河北部障害保健福祉圏域会議	平成30年8月20日（月）	愛知県新城保健所
13 東三河南部障害保健福祉圏域会議	平成30年9月3日（月）	東三河福祉相談センター

3 市町村単位「協議の場」の設置

(1) 設置概要

各市町村において、自立支援協議会などの既存の会議を活用し、定期的な開催を依頼。

(2) 協議内容

市町村内の各分野の連携を図ることを目的とし、情報共有や課題把握及び対策の検討等。

(3) その他

9月頃に県から各市町村あてに協議の場の設置状況等を照会予定。あわせて設置依頼。

第4期愛知県障害福祉計画の実績について

(※速報値のため、今後数値に変更がある場合あります。)

1 地域生活移行についての成果目標に対する実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

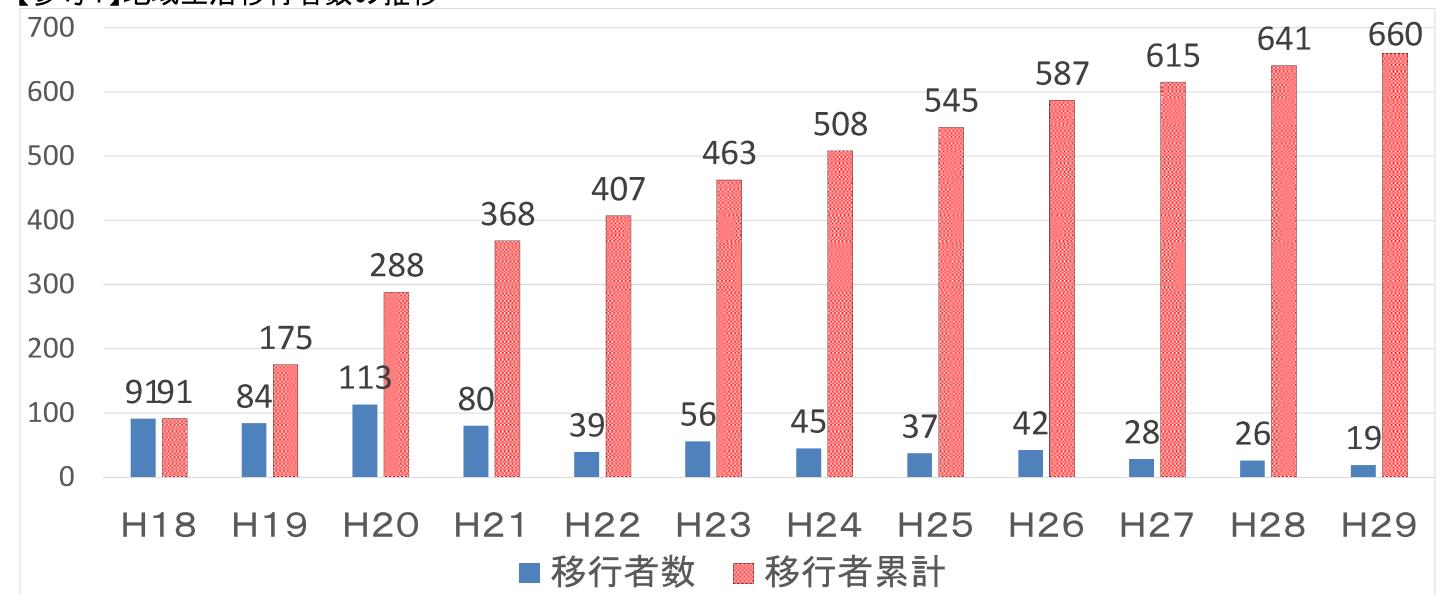
<成果目標と実績>

成果目標	目標値	29年度実績	達成状況		
				115人	未達成 (目標比:10.3%)
①	平成25年度末から平成29年度末までの地域生活移行者数1,117人とする。 (設定方法) 国的基本指針に即して、①第3期計画未達成分(734人)+②平成25年度末未達成数を除く平成25年度施設入所者数の12%(383人)=1,117人	115人 ※詳細は(ア)参照	未達成 (目標比:10.3%)		
②	平成29年度末までの施設入所者削減数を158人とする。 (設定方法) 国的基本指針に即して、平成25年度末現在の施設入所者数(3,962人)の4%=158人	137人 ※詳細は(イ)参照	未達成 (目標比:86.7%)		

ア 地域生活移行者に関する詳細(成果目標①関係)

		地域移行						他施設 (障害) ②	他施設 (高齢) ③	入院 ④	死亡 ⑤	その他 ⑥	退所者 合計 (①~⑥ 計)
		自宅	アパート	GH	福祉 ホーム	その他	地域生活 移行者合計 ①						
26年度	人 数	6	1	32	2	1	42	9	20	45	66	0	182
	割 合	3.3%	0.5%	17.6%	1.1%	0.5%	23.1%	4.9%	11.0%	24.7%	36.3%	0.0%	100%
27年度	人 数	2	0	26	0	0	28	8	18	27	64	0	145
	割 合	1.4%	0%	17.9%	0%	0%	19.3%	5.5%	12.4%	18.6%	44.1%	0.0%	100%
28年度	人 数	8	2	16	0	0	26	43	28	37	60	0	194
	割 合	4.1%	1.0%	8.2%	0%	0%	13.4%	22.2%	14.4%	19.1%	30.9%	0.0%	100%
29年度	人 数	7	1	11	0	0	19	12	17	34	90	2	174
	割 合	4.0%	0.6%	6.3%	0%	0%	10.9%	6.9%	9.8%	19.5%	51.7%	1.1%	100%
合 計	人 数	23	4	85	2	1	115	72	83	143	280	2	693
	割 合	3.3%	0.6%	12.3%	0.3%	0.1%	16.6%	10.4%	12.0%	20.6%	40.4%	0.3%	100%

【参考1】地域生活移行者数の推移



イ 施設入所者削減数の詳細(成果目標②関係)

施設入所者削減数 (①-②)	施設入所者数	
	25年度末現在①	29年度末現在②
137人	3,962人	3,825人

※県内69か所の障害者支援施設における県内で支給決定を受けた入所者の合計

【参考2】平成29年度末現在の施設入所者の状況

施設入所者数 (県内69か所)	平均年齢	障害支援区分別の内訳(割合)					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3,825人	52.7歳	0名 (0%)	17名 (0.4%)	137名 (3.6%)	524名 (13.7%)	1,008名 (26.4%)	2,139名 (55.9%)

<現状>

- 地域生活移行者数は、平成20年度をピークに年々減少傾向であり、平成29年度は19名と過去最少となった。また、平成25年度末から平成29年度末までの4年間の地域生活移行者数の累計は115人となっており、目標値の1,117人を大きく下回る結果となった。
- 平成29年度末時点の施設入所者数は3,825人となっており、昨年度と比較しては34名減少しているものの、目標値の158人の削減(3,804人)を達成できなかった。

<評価と分析>

- 地域移行が進まない要因として、以下のことが考えられる。
 - ①本県は、人口10万人あたりの施設入所者数が、平成27年3月末時点において、全国平均の103.3人に対し、52.3人と、元々施設入所者が少ない状況にあること。
 - ②既に地域移行が可能な方の多くが移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いこと(平均年齢52.7歳障害支援区分5・6の全体に占める割合82.3%)。
 - ③施設入所者及びその家族の地域移行に向けた意識の醸成ができていないこと(平成29年度に実施したニーズ調査では、地域移行を望まない理由として、「自信がないから」、「地域生活がよく分からないから」、「家族の理解が得られないから(心配するから)」といった理由が多くなっていた。)
 - また、このように大幅に目標値を下回った要因として、当該目標の設定にあたっては、国が全国一律に示す基本指針(平成25年度末施設入所者の9%+第3期計画の未達成見込み)に即して設定したが特に第3期計画の未達成見込み(734人)を目標に追加したことにより、本県の実情に即さない目標値になっていたと推測される(9%は、国が全都道府県の過去の地域移行の実績から算出)。
- なお、第5期計画では、本県の実情に即した目標値となるよう、上記のニーズ調査において、地域移行を希望した方(177人)を新たな目標としている。

<今後の取組方針>

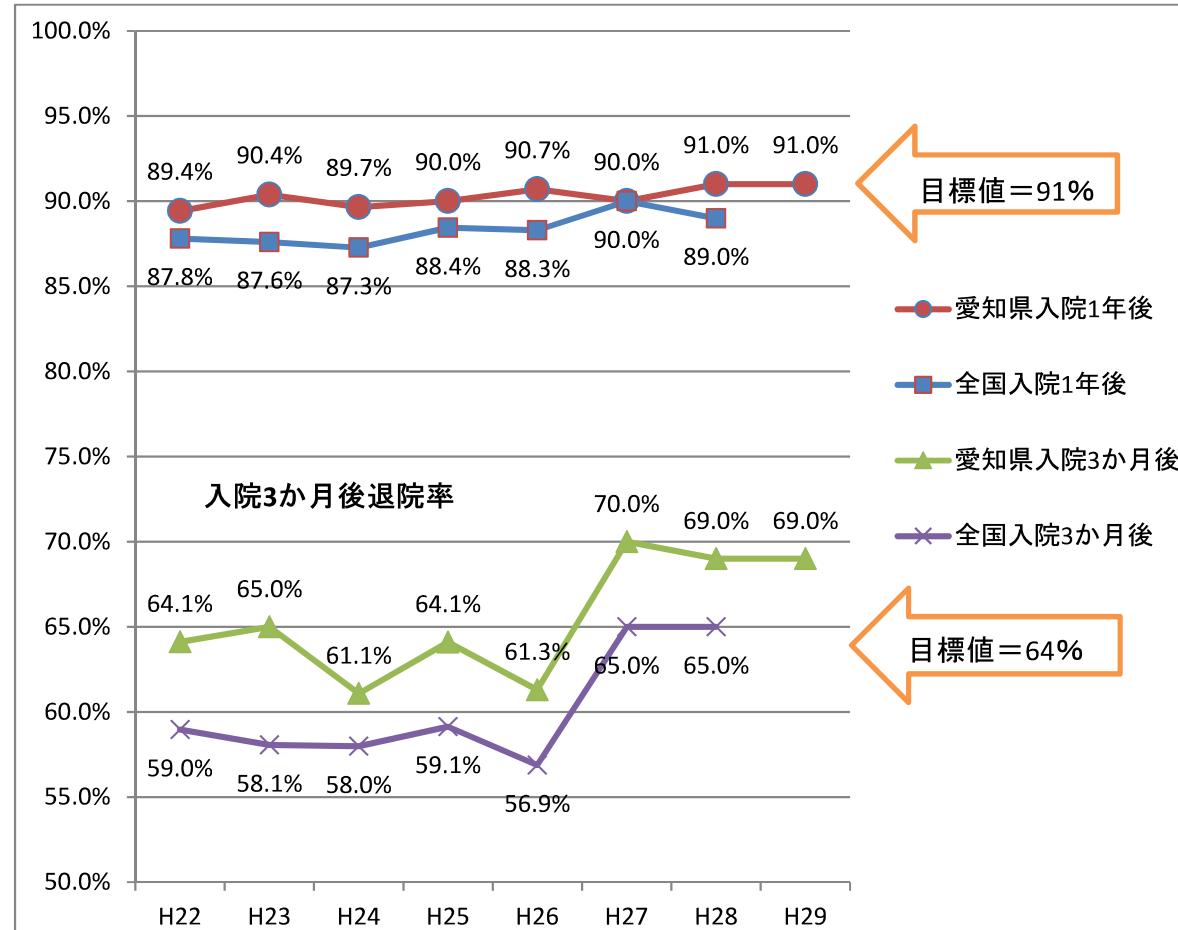
- 上記の調査において、**地域移行を希望した方177人**については、確実に地域移行が進むよう、入所施設の協力をいただき、「市町村への情報提供の可否」、「住みたい地域」、「家族の意向」、「入所施設が評価する地域移行の可否」等について、再度アンケート調査を実施する。県にて、集約した当該情報については、県から市町村等に情報提供し、市町村・地域の相談支援専門員・入所施設等が連携し、市町村自立支援協議会等を活用しながら、地域移行阻害要因の把握・解消に取り組む。
- 更に、グループホーム整備促進支援による住まいの場の確保や、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害者施設等を拠点とした**在宅支援の充実**、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者のための**福祉型強化短期入所サービスの拡充**、障害者差別解消推進条例等の趣旨を踏まえた普及啓発等による**県民の理解の促進**に引き続き取り組む他、平成30年度からの**新たな取組**として以下のこと取り組んでいく。
 - ①**グループホームの世話人の確保事業**として、グループホームや世話人業務への理解を深めるキヤラバン事業を実施するとともに、**世話人体验事業を実施する**。
 - ②**生活体験事業**として、入所施設運営法人等に委託の上、施設入所者及びその家族を対象として、グループホーム等を活用した宿泊体験や生活訓練を行うとともに、**地域移行成功者やその家族から体験談等を聞く機会の提供**を行う。
 - ③**地域移行後の経済的自立支援のための障害者地域生活支援コーディネート事業を実施**し、企業・団体から仕事を切り出したり、事業所と企業を繋ぎ、新たな発注や仕事を生み出すことで、**障害のある人の工賃向上**に取り組む。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

ア 成果目標と実績

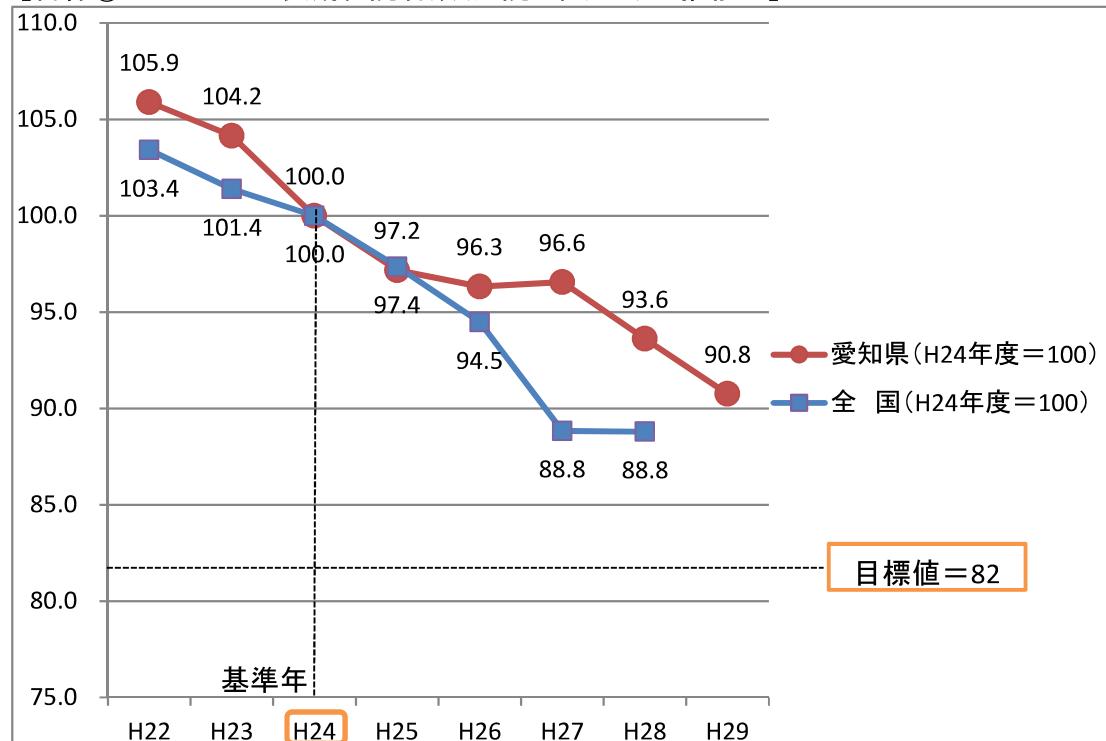
目標	目標値	29年度実績	達成状況
①平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率	64%	69.0%	達成
②平成29年度における入院後1年経過時点の退院率	91%	91.0%	達成
③平成29年6月末時点の長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率	18%	9.2%	未達成

【目標①、②について～入院後3か月、入院後1年の退院率の推移～】



(データ出典:精神保健福祉資料(630調査)。)

【目標③について～長期在院者数(入院1年以上)の推移～】



(データ出典:精神保健福祉資料(630調査)。)

＜現状＞

- 目標①: 入院後3か月後退院率の平成29年度実績(69.0%)は、計画策定年度(平成24年度)の61.1%から7.9ポイント上昇しており、計画最終年度の成果目標(64%)を5ポイント上回った。
- 目標②: 入院後1年時後退院率の平成29年度実績(91.0%)は、計画策定年度(平成24年度)の89.7%から1.3ポイント上昇し、計画最終年度の成果目標(91%)を達成した。
- 目標③: 平成29年6月末時点の長期在院者数(6,947人)の減少率は9.2%であり、計画最終年度の成果目標(減少率18%)との差は8.8ポイントに縮小した。

＜評価と分析＞

- 早期退院の促進に係る成果目標(目標①及び②)を達成した要因は、診療報酬の改定や、それに伴う退院に向けての取組が精神科医療機関において進んだため、退院率が上昇し、平均在院日数が減少したためと考えられる。
- 長期在院者の減少に係る成果目標(目標③)が達成されなかつた要因は、早期退院の促進によって新たな長期在院者(ニューロングステイ)の発生は減少しているものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことによるものと考えられる。(別紙・参考1)
これは、退院後に利用できる障害福祉サービスなどの地域移行に向けた体制整備が不十分であることによるものと考えられる。

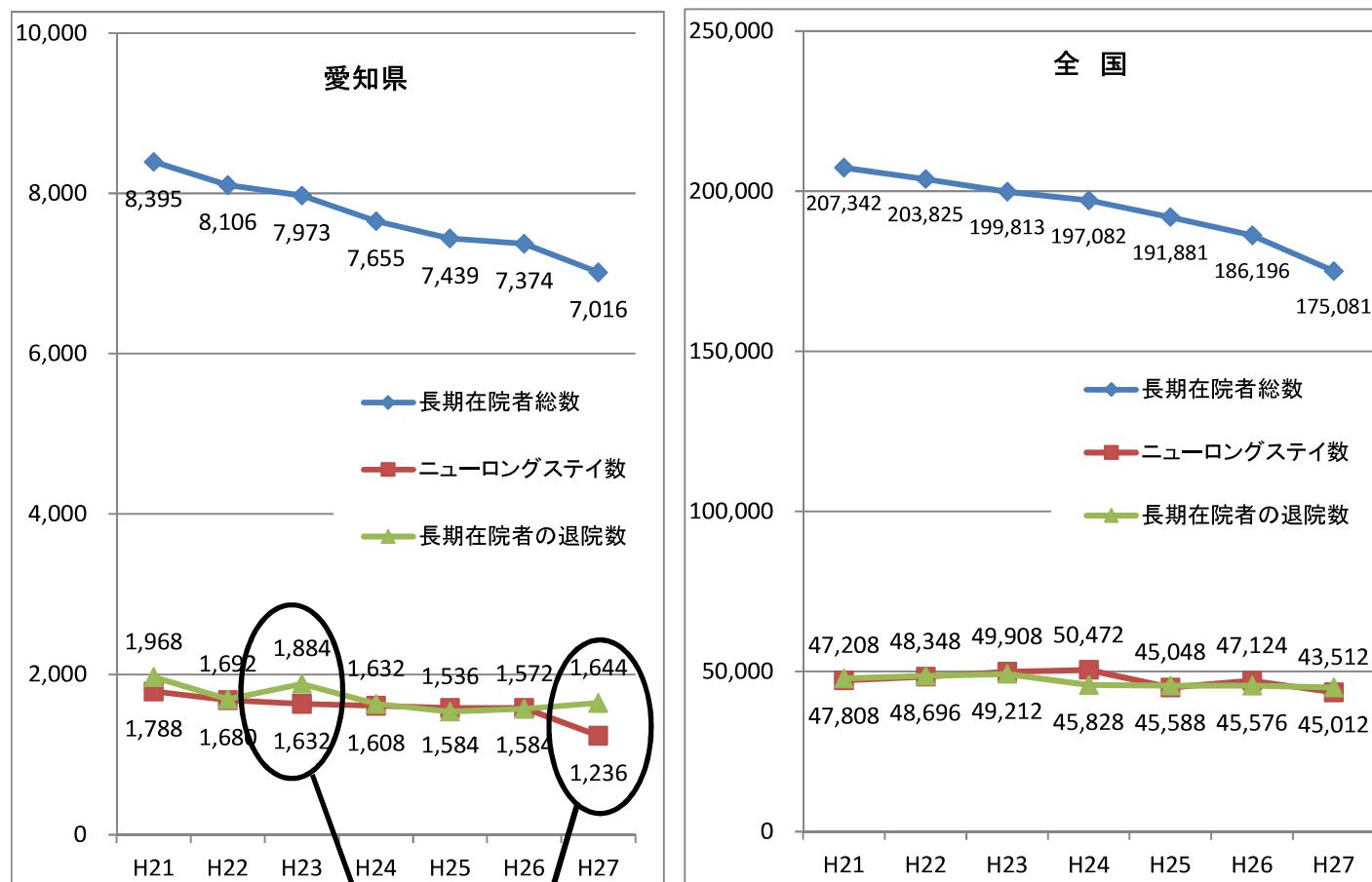
＜今後の取組方針＞

- 病院主体の従来の退院支援の取組みは、早期退院率の向上・維持のために重要であり、今後も継続が必要である。
- 平成27年度に県が実施した「入院中の精神障害者の福祉ニーズ調査」によれば、福祉サービスを利用することで、早期の退院が望まれる長期在院者が、県内には約860人存在すると推定されており(別紙・参考2)、こうした人たちに、福祉的な支援が十分及ぶよう、医療と福祉の連携を今以上に強化することが必要である。
- 具体的には、以下の内容を柱に取り組みを行うこととする。
 - ①「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を開催し、地域移行・地域定着推進のための県の体制整備のあり方を検討していく。
 - ②地域移行・地域定着支援に関する職員の人材育成や、医療と福祉の連携を促進する研修を実施する。
 - ③当事者の経験を活かして地域移行・地域定着に携わる「ピアソポーター」の養成研修を実施する。
 - ④ピアソポーターが精神科病院を訪問して、地域生活の体験談を語ることにより、入院中の患者が地域生活へ希望をもてるよう支援するプログラムを実施する。
 - ⑤アウトリーチを推進するための普及啓発や関係機関への働きかけを実施する。

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
入院1年後 退院率	愛知県	89.4%	90.4%	89.7%	90.0%	89.7%	90.0%	91.0%
	全国	87.8%	87.6%	87.3%	88.4%	88.3%	90.0%	89.0%
入院3か月 後退院率	愛知県	64.1%	65.0%	61.1%	64.1%	61.3%	70.0%	69.0%
	全国	59.0%	58.1%	58.0%	59.1%	56.9%	65.0%	65.0%

(データ出典:精神保健福祉資料(630調査)。)

【参考1】長期在院者総数、ニューロングステイ、長期在院者の退院数の推移



長期在院者総数を減らすには、このように
長期在院者の退院数が、ニューロングス
テイ数を恒常に上回ることが必要。

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①長期在院者総数	愛知県 8,395	8,106	7,973	7,655	7,439	7,374	7,391
②ニューロングステイ数 (入院1年以上新規到達者数)	愛知県 1,788	1,680	1,632	1,608	1,584	1,584	1,236
③長期在院者(入院1年以上) の退院数	愛知県 1,968	1,692	1,884	1,632	1,536	1,572	1,644
全国	207,342	203,825	199,813	197,082	191,881	186,196	175,081
全国	47,208	48,348	49,908	50,472	45,048	47,124	43,512
全国	47,808	48,696	49,212	45,828	45,588	45,576	45,012

データ出典:精神保健福祉資料(630調査) ①は実数、②③は推計値。

①=当該年度6月30日現在の入院継続1年以上の者の数

②=前年6月の新規入院患者中、当該年度の6月1日に入院継続していた者の数×12

③=当該年度の6月退院者中、在院期間1年以上の者の数×12

【参考2】平成27年度実施「入院中の精神障害者の福祉サービスに対するニーズ調査」結果抜粋
～早期退院のために福祉サービス利用のニーズを有する者(又は利用中・申込中の者)の数～

入院期間	福祉サービスの種類							
	(障害福祉) 地域移行支援		(高齢福祉) ケアマネージメント		グループホーム		左記のうちの いずれか1つ以上	
	回答実数	補正後 推計値	回答実数	補正後 推計値	回答実数	補正後 推計値	回答実数	補正後 推計値
①6か月～1年未満	60	86	69	99	57	81	140	200
②1年～3年未満	85	121	120	171	97	139	233	333
③3年～10年未満	102	146	86	123	111	159	205	293
④10年以上	85	121	70	100	88	126	167	239
①～④計	332	474	345	493	353	504	745	1,064
内入院1年以上	272	389	276	394	296	423	605	864

※調査対象は名古屋市内を含む県内の全精神科病院(53病院)。

※回答率は病床数ベースで70%。表中「補正後推計値」は、回答実数に7分の10を乗じて補正した数値。

(3)地域生活支援拠点等の整備(第4期計画からの新規目標)

<成果目標と実績>

成果目標	平成29年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。 (設定方法) 国的基本指針に即して設定。
29年度実績	15市町村(8市町及び2圏域等)で整備(面的整備) ※ 詳細は下表のとおり ※ 名古屋市は4ブロックに分け、一部地域で整備済(西ブロック)

(参考)地域生活支援拠点等とは

○国の基本指針において、障害のある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ることとされている(拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も含む。)。

○地域生活支援としては、①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入所等の体験の機会及び場の提供、③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能が求められている。

○本県では、国的基本指針に即して、平成29年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを成果目標の1つとして設定している。

各市町村における検討状況(平成30年3月31日現在【市町村回答の集計】)

圏域・市町村名	1 整備予定年度					2 整備単位				3 整備か所数			4 整備形態			
	整備済	30年度	31年度	32年度	未定	市町村域	圏域	その他	未定	1か所	2か所以上	未定	単独型	GH併設型	面的整備	未定
海部圏域	0	0	0	7	0	1	1	4	1	5	0	2	0	0	5	2
津島市				○		○		○		○				○		
愛西市				○				○		○				○		
弥富市				○				○		○				○		
あま市				○				○		○				○		
大治町				○				○		○				○		
蟹江町				○				○		○				○		
飛島村				○				○		○				○		
尾張中部圏域	0	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0
清須市				○			○			○				○		
北名古屋市				○			○			○				○		
豊山町				○			○			○				○		
尾張東部圏域	1	0	0	5	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0
瀬戸市				○			○			○				○		
尾張旭市				○			○			○				○		
豊明市				○			○			○				○		
日進市	○						○			○				○		
長久手市				○			○			○				○		
東郷町				○			○			○				○		
尾張西部圏域	1	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0
一宮市	○					○				○				○		
稻沢市				○			○			○				○		
尾張北部圏域	0	3	0	3	1	5	0	0	2	3	1	3	0	0	3	4
春日井市				○			○			○				○		
犬山市	○			○			○			○				○		
江南市				○						○				○		
小牧市	○			○			○			○				○		
岩倉市				○			○			○				○		
大口町				○						○				○		
扶桑町	○			○			○			○				○		
知多半島圏域	5	1	0	4	0	7	0	3	0	9	0	1	0	0	9	1
半田市	○					○				○				○		
常滑市				○			○			○				○		
東海市				○			○							○		
大府市	○					○				○				○		
知多市	○					○				○				○		
阿久比町				○			○			○				○		
東浦町				○			○			○				○		
南知多町	○									○				○		
美浜町	○									○				○		
武豊町	○									○				○		
西三河北部圏域	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1
豊田市				○			○			○				○		
みよし市				○			○			○				○		
西三河南部東圏域	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0
岡崎市				○			○			○				○		
幸田町	○					○				○				○		
西三河南部西圏域	1	0	0	5	0	3	1	1	1	4	0	2	0	0	4	2
碧南市				○			○			○				○		
刈谷市				○			○			○				○		
安城市	○					○				○				○		
西尾市				○			○			○				○		
知立市				○			○			○				○		
高浜市				○			○			○				○		
東三河北部圏域	4	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	4	0
新城市	○						○			○				○		
設楽町	○						○			○				○		
東栄町	○						○			○				○		
豊根村	○						○			○				○		
東三河南部圏域	1	2	0	1	0	4	0	0	0	2	1	1	0	0	3	1
豊橋市	○					○				○				○		
豊川市				○		○				○				○		
蒲郡市				○		○				○				○		
田原市				○		○				○				○		
名古屋圏域(名古屋市)	1					1				1				1		
愛知県合計	15	6	1	30	2	32	9	8	5	40	4	10	0	3	40	11

< 現状 >

○平成29年度末現在で、市町村単位で8市町、圏域単位又はその他(近隣市町村)で2か所(7市町村)が整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<成果目標と実績>

	目標値	29年度実績	達成状況
成果目標①	平成29年度末における年間一般就労移行者数を1,178人とする (設定方法) 国の基本指針に即して、平成24年度末における年間一般就労移行者数(589人)の2倍とする	1,197人 ※詳細は(ア)参照	達成 (目標比:101.6%)
成果目標②	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を2,374人とする (設定方法) 国の基本指針に即して、平成25年度末における就労移行支援事業利用者数(1,484人)の1.6倍とする	1,952人 ※30年3月中の実利用者数	未達成 (目標比:82.2%)
成果目標③	平成29年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする (設定方法) 国の基本指針に即して設定。	4.9割 ※詳細は(イ)参照	ほぼ達成 (目標比:98.0%)

ア サービス別的一般就労移行者数

計画期間	年度	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
			(A型)	(B型)		(機能)	(生活)	
第4期	29	798人	191人	156人	12人	5人	35人	1,197人

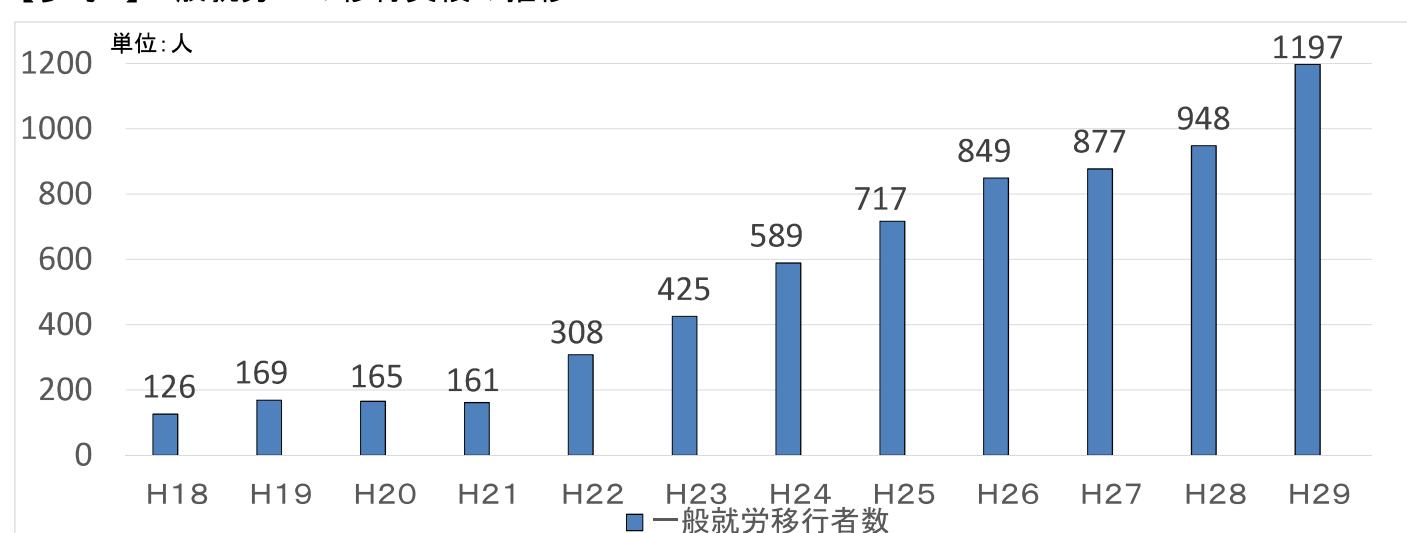
※就労開始後1カ月以内に退職した方は、一般就労移行者に含まない(上表には未計上)。

イ 就労移行支援事業所における就労移行率の達成状況

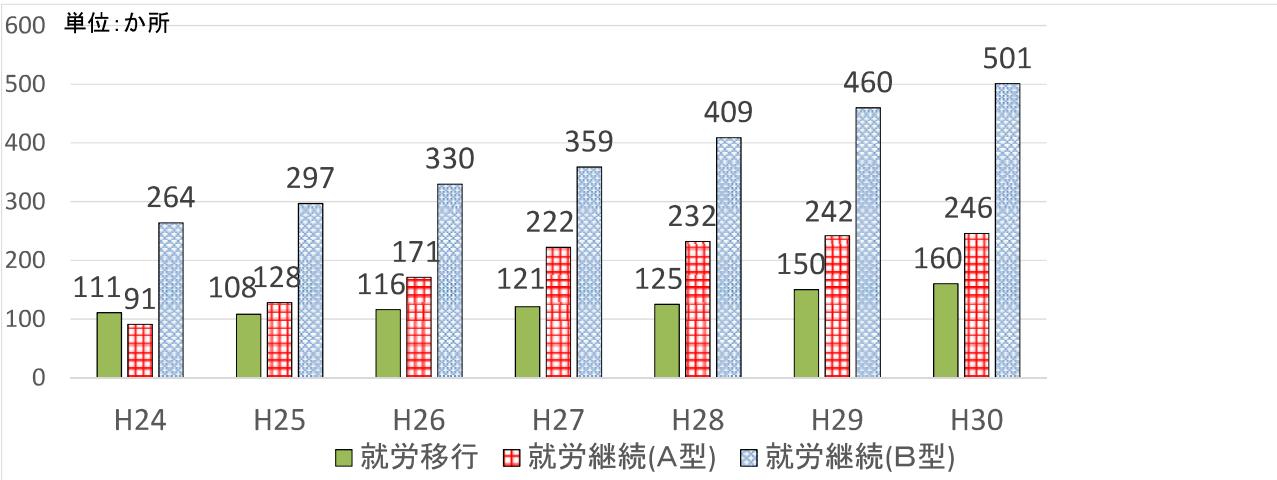
就労移行支援事業所数	3割以上	3割~2割	2割~1割	1割~0割	0割
160か所 (全体比)	79か所 (49.4%)	12か所 (7.5%)	26か所 (16.3%)	6か所 (3.8%)	37か所 (23.1%)

※平成29年度就労移行率=平成29年度における一般就労移行者数/平成30年4月1日現在の利用者数

【参考1】一般就労への移行実績の推移



【参考2】就労移行支援事業所等の指定状況の推移(各年4月1日現在の指定状況)



<現状>

- 成果目標①「一般就労移行者数」は、年々増加傾向にあり、平成29年度は過去最多の1,197人となり、計画最終年度の成果目標(1,178人)を達成した。
- 成果目標②「就労移行支援事業の利用者数」の実績(1,952人)は、年々増加傾向にあり、昨年度の1,702人と比べ増加しているものの、計画最終年度の成果目標(2,374人)を達成できなかった。
- 成果目標③の就労移行率3割達成する就労移行支援事業所の割合は、昨年度の4.8割から0.1割上昇し、4.9割となり、計画最終年度の成果目標(5.0割)をほぼ達成した。

<評価と分析>

- 一般就労への移行者数が増加した要因として、以下のことが考えられる。
 - ①就労移行支援事業所・就労継続支援事業所の増加
 - ②法定雇用率の引き上げ(民間企業2.0%⇒2.2%)や障害者雇用が義務付けられた事業主の範囲の変更(従業員数50人⇒45.5人)
 - ③平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方が加えられたことによる民間企業の障害者雇用に対する意識の向上
- 就労移行支援事業の利用者数の目標が達成できなかった理由としては、サービスの利用期間が原則2年間と限られ、利用者の継続的な確保が難しいことから、事業者の参入が伸び悩んだことが要因の一つであると推測される。
- 今後、一般就労への移行を更に進めるため、就労移行支援事業等の質的・量的確保を図るとともに、離職を防ぐための就労定着支援の推進が必要である。

<今後の取組方針>

- サービス管理責任者研修などの各種研修や事業者指定にあたっての指導、事業所開設後の指導・監査を通じて、就労移行支援事業者等の質的確保を図るとともに、施設整備費補助金による就労移行支援事業所整備費の助成を通じて、量的確保を図っていく。
- 障害者雇用に対する企業等の理解を得るために、事業主を対象としたセミナーや障害者就職面接会の開催などにより、一層の雇用促進に向けた働きかけを行っていく。
- 平成29年度に新設した本県独自の「中小企業応援障害者雇用奨励金制度」により、初めて障害のある方を雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害のある方を雇用する際の企業負担の軽減を図り、企業側の受入体制の支援を行っていく。
- 就労移行や就労定着に必要となるトライアル雇用やジョブコーチ等の就労支援策が積極的に活用されるよう産業労働部、愛知労働局及び愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、障害のある方やその家族に対し、適切な情報提供を図っていく。
- 本県では、「あいちアール・プロジェクト展(障害のある人のアート作品展)」をきっかけとして、一般企業の広報部門への就職(在宅勤務)に繋がった事例も増えているので、各種広報媒体を活用し、広く企業等に当該事例の周知を図り、障害のある人の個性や能力に合わせた就労を支援していく。

2 障害福祉サービス見込量に対する利用実績について

- 障害福祉計画では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」を始めとする成績目標を達成するために、必要な障害福祉サービス等の見込量を設定することとされている。
- 県全体のサービス見込量は、国的基本指針に即して、市町村がアンケート調査等により住民のニーズを反映し市町村計画において設定した各市町村の見込量を積み上げたものを県全体の見込量として設定している。

(1)訪問系サービス

サービス種別	単位	平成29年度			平成28年度との比較	
		見込量① (月平均)	実績② (H30.3実績)	達成率 (②/①)	実績③ (H29.3実績)	増加率 (②/③)
訪問系サービス 合計 (①～⑤の合計)	時間/月	552,566	473,764	85.7%	464,468	102.0%
①居宅介護	時間/月		259,876		250,261	103.8%
②重度訪問介護	時間/月		170,004		171,223	99.3%
③行動援護	時間/月		21,513		20,960	102.6%
④同行援護	時間/月		21,794		20,573	105.9%
⑤重度障害者等包括支援	時間/月		577		373	154.7%

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計

※国の基本指針に即して、訪問系サービスの見込量は一括で算出

(2)日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成29年度			平成28年度との比較	
		見込量① (月平均)	実績② (H30.3実績)	達成率 (②/①)	実績③ (H29.3実績)	増加率 (②/③)
生活介護	人日/月	280,820	280,241	99.8%	272,916	102.7%
	人/月	14,513	13,770	94.9%	13,835	99.5%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	1,442	752	52.1%	747	100.7%
	人/月	119	78	65.5%	68	114.7%
自立訓練(生活訓練)	人日/月	6,326	7,259	114.7%	5,994	121.1%
	人/月	444	461	103.8%	419	110.0%
就労移行支援	人日/月	38,794	32,581	84.0%	29,424	110.7%
	人/月	2,252	1,952	86.7%	1,702	114.7%
就労継続支援A型	人日/月	105,299	102,516	97.4%	107,916	95.0%
	人/月	5,438	5,129	94.3%	5,316	96.5%
就労継続支援B型	人日/月	146,930	164,339	111.8%	152,024	108.1%
	人/月	8,354	9,489	113.6%	8,473	112.0%
福祉型短期入所	人日/月	18,641	17,421	93.5%	16,909	103.0%
	人/月	3,218	2,997	93.1%	3,033	98.8%
医療型短期入所	人日/月	983	1,199	122.0%	959	125.0%
	人/月	152	297	195.4%	222	133.8%
療養介護	人/月	570	594	104.2%	546	108.8%

(3)居住系サービス

サービス種別	単位	平成29年度			平成28年度との比較	
		見込量① (月平均)	実績② (H30.3実績)	達成率 (②/①)	実績③ (H29.3実績)	増加率 (②/③)
グループホーム	人/月	4,805	4,766	99.2%	4,458	106.9%
施設入所支援	人/月	4,038	4,040	100.0%	4,236	95.4%

(4)相談支援

サービス種別	単位	平成29年度			平成28年度との比較	
		見込量① (月平均)	実績② (H30.3実績)	達成率 (②/①)	実績③ (H29.3実績)	増加率 (②/③)
計画相談支援	人/月	7,250	7,526	103.8%	7,232	104.1%
地域移行支援	人/月	180	41	22.8%	27	151.9%
地域定着支援	人/月	206	112	54.4%	71	157.7%

(5)障害児支援

サービス種別	単位	平成29年度			平成28年度との比較	
		見込量① (月平均)	実績② (H30.3実績)	達成率 (②/①)	実績③ (H29.3実績)	増加率 (②/③)
児童発達支援	人日/月	39,524	49,872	126.2%	40,320	123.7%
	人/月	4,162	5,151	123.8%	4,397	117.1%
医療型児童発達支援	人日/月	1,567	861	54.9%	1,104	78.0%
	人/月	171	108	63.2%	139	77.7%
放課後等デイサービス	人日/月	89,344	135,312	151.5%	118,106	114.6%
	人/月	8,504	18,956	222.9%	10,550	179.7%
保育所等訪問支援	人日/月	653	225	34.5%	175	128.6%
	人/月	287	188	65.5%	143	131.5%
障害児相談支援	人日/月	2,085	2,475	118.7%	1,967	125.8%

<現状>

- 訪問系・日中活動系・居住系サービスの利用実績について、その多くが増加傾向にあり、見込量を上回るか、見込量の近似値となっている。
- 相談支援の利用実績について、全てのサービスで増加傾向にあるものの、特に「地域移行支援」が見込量を大きく下回っている。
- 障害児支援の利用実績について、「医療型児童発達支援」を除いて、増加傾向にあり、特に「放課後等デイサービス」は見込量の2倍以上となる一方、「保育所等訪問支援」は見込量を大きく下回っている。

<評価と分析>

- 福祉施設からの地域移行を進める上で重要な「グループホーム」や「生活介護」、「短期入所」等については、増加傾向で見込量の近似値にあり、引き続きサービスの質的・量的確保を進めていく必要がある。
- 一般就労への移行を進める上で重要な「就労移行支援」は、増加傾向にあるものの、見込量を下回っており、今後更に事業者の確保を進めていく必要がある。
- 「地域移行支援」が伸び悩んだ要因として、対象者の要件や支給決定の有効期限が短いこと、報酬面の問題から事業者の参集が進んでいない状況があり、また、医療機関側の制度理解が進んでいないことが推測される。
- 「保育所等訪問支援」が伸び悩んだ要因として、保護者や学校教員の理解が進まないことや利用手続きが煩雑なことにより利用希望者が少ないと、訪問支援員の確保が難しいことが推測される。

<今後の取組方針>

- 別紙「圏域別の障害福祉サービス等の見込量と実績」とおり、圏域ごとに不足しているサービスが異なるため、各障害保健福祉圏域会議等において、サービスの提供体制に関する課題の整理や検証を定期的に行い、地域特性を踏まえた取組方策を検討するなど、市町村と連携してサービスの提供体制の確保を図る。
- 事業所の量的確保にあたっては、施設整備費補助金により圏域ごとの充足率等を勘案しながら計画的に進めていく。また、質的確保にあたっては、サービス管理者責任者研修や児童発達支援管理責任者研修の充実、事業所指定にあたっての指導や定期的な監査等を引き続き適切に行っていく。
- 特にグループホームの整備が課題であることから、本県独自の戸建て住宅を活用した整備の推進や、支援コーディネーターによるサポート、県営住宅等の活用といった既存の取組に加え、平成30年度から新たに世話を実施していく。
- これらに加え、事業者にサービスの質に関する第三者評価制度の積極的な受審を促すほか、新たに創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」について事業者に周知を図るとともに、より多くの利用者やその家族が当該制度を活用できるよう、普及及び啓発に取り組んでいく。

(参考)圏域別の主な障害福祉サービス等の見込量と実績

サービス種別	単位	海部				尾張中部				尾張東部				尾張西部				尾張北部				知多半島				西三河北部					
		見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	29年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)		
1) 訪問系サービス	総利用時間数	時間/月	6,930	7,026	101.4%	36.9%	4,853	4,504	92.8%	52.9%	14,707	14,041	95.5%	35.1%	16,947	18,403	108.6%	11.0%	21,698	17,813	82.1%	15.9%	19,483	17,256	88.6%	15.1%	10,916	15,477	141.8%	12.5%	
	居宅介護	時間/月		6,535		37.4%		3,087		38.9%		9,996		28.2%		16,174		10.3%		14,373		14.9%		14,692		13.8%		9,156		3.8%	
	重度訪問介護	時間/月		13		78%		1,172		84.9%		2,736		65.2%		830		12.1%		1,861		27.0%		764		38.3%		5,388		33.7%	
	同行援護	時間/月		228		22.7%		71		78.0%		855		20.7%		811		11.7%		1,039		10.8%		378		1.3%		927		2.7%	
	行動援護	時間/月		250		14.3%		174		61.1%		454		26.2%		588		27.8%		540		16.8%		1,422		2.4%		6		97%	
	重度障害者等 包括支援	時間/月		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-		0		-	
	生活介護	人日/月	10,746	9,648	89.8%	30.7%	5,681	5,779	101.7%	43.4%	14,751	13,385	90.7%	30.0%	20,552	20,507	99.8%	19.7%	26,721	36,001	134.7%	10.7%	23,792	21,410	90.0%	10.2%	15,090	15,776	104.5%	15.4%	
2) 日中活動系 サービス	就労移行支援	人日/月	2,426	1,033	42.6%	39.7%	474	315	66.5%	94.2%	3,236	2,223	68.7%	41.9%	3,164	2,195	69.4%	26.9%	2,870	2,435	84.8%	32.4%	2,885	2,009	69.6%	26.2%	1,929	2,538	131.6%	21.8%	
	就労継続支援 (A型)	人日/月	5,105	6,639	130.0%	26.4%	2,465	2,579	104.6%	53.0%	3,988	5,246	131.5%	31.4%	9,314	8,606	92.4%	20.5%	9,044	12,106	133.9%	11.1%	4,096	3,850	94.0%	38.2%	3,760	4,089	108.8%	32.7%	
	就労継続支援 (B型)	人日/月	9,290	10,820	116.5%	16.0%	2,300	2,326	101.1%	47.8%	7,316	7,174	98.1%	22.0%	10,351	12,303	118.9%	13.7%	13,466	16,309	121.1%	9.8%	13,716	15,739	114.7%	5.0%	8,520	7,519	88.3%	20.6%	
	福祉型短期入所	人日/月	935	755	80.7%	21.9%	454	445	98.0%	50.4%	744	736	98.9%	55.2%	1,844	1,265	68.6%	18.9%	1,408	1,368	97.2%	14.2%	1,204	1,060	88.0%	10.4%	1,651	1,121	67.9%	26.7%	
	施設入所支援	人/月	236	226	95.8%	40.9%	57	73	128.1%	93.0%	246	201	81.7%	35.9%	343	397	115.7%	34.3%	375	377	100.5%	29.0%	441	425	96.4%	11.7%	152	178	117.1%	34.0%	
3) 居住系サービス	グループホーム	人/月	209	209	100.0%	40.0%	100	103	103.0%	65.2%	176	179	101.7%	70.7%	293	302	103.1%	48.8%	418	471	112.7%	26.7%	252	217	86.1%	38.5%	249	245	98.4%	33.2%	
4) 相談支援	計画相談支援	人/月	284	404	142.3%	9.8%	124	130	104.8%	34.4%	336	324	96.4%	9.6%	310	658	212.3%	12.1%	359	431	120.1%	11.2%	654	642	98.2%	2.9%	209	282	134.9%	16.7%	
5) 障害児支援	児童発達支援	人/月	679	1,507	221.9%	14.6%	1,015	1,093	107.7%	24.2%	2,282	3,552	155.7%	16.7%	2,726	4,115	151.0%	5.5%	5,162	5,426	105.1%	9.6%	5,113	5,242	102.5%	5.5%	1,412	1,666	118.0%	5.7%	
	障害児相談支援	人/月	85	140	164.7%	2.2%	69	109	158.0%	32.5%	140	169	120.7%	2.4%	112	208	185.7%	16.4%	145	184	126.9%	3.6%	253	306	120.9%	1.7%	150	138	92.0%	6.3%	

サービス種別	単位	西三河南部東				西三河南部西				東三河北部				東三河南部				小計(名古屋除く)				名古屋				愛知県合計						
		見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	29年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)	見込量①	30年3月 利用実績 ②	②/①	圏域外の 利用割合 (年間)							
1) 訪問系サービス	総利用時間数	時間/月	7,828	8,906	113.8%	10.6%	18,118	13,974	77.1%	5.6%	1,549	1,573	101.5%	4.5%	20,537	21,464	104.5%	13.8%	143,566	140,437	97.8%		409,000	333,327	81.5%	2.8%	552,566	473,764	85.7%			
	居宅介護	時間/月		6,921		0.7%		9,087		4.7%		1,520		4.6%		15,869		2.0%		107,410					152,466		2.9%		259,876			

障害者相談支援アドバイザーミーティング 平成30年度 活動中間報告

重点検討事項：地域生活支援拠点の整備について

検討内容													
課題													
(1) 整備の推進	<p>面的整備の場合は、単なるサービスの振り分けにならないよう、中核となる基幹相談支援センターの役割や責任の明確化が必要である。</p>												
(2) 機能内容の充足	<p>整備済の地域生活支援拠点でも、充足程度の差が大きいことから、機能内容の充足を図っていく必要がある。</p>												
主な意見													
(1) 整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成に努める必要がある。 5つの機能を担う社会資源の調査と分析をしていく必要がある。 体験の場と緊急時の受け入れ先がない市町村については、これらの機能の整備を図る必要がある。 												
(2) 機能内容の充足	<ul style="list-style-type: none"> サービスがあっても調整ができず、実質使えないところが多い。困らないようなシステムしていくことが重要である。 												
◇ 市町村の取組状況（H30.3.31現在）													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>整備済</td><td>15</td></tr> <tr> <td>30年度末まで</td><td>6</td></tr> <tr> <td>31年度末まで</td><td>1</td></tr> <tr> <td>32年度末まで</td><td>30</td></tr> <tr> <td>33年度以降又は未定</td><td>2</td></tr> <tr> <td>計</td><td>54</td></tr> </tbody> </table>		整備済	15	30年度末まで	6	31年度末まで	1	32年度末まで	30	33年度以降又は未定	2	計	54
整備済	15												
30年度末まで	6												
31年度末まで	1												
32年度末まで	30												
33年度以降又は未定	2												
計	54												

今年度の取組	
① 情報共有【第1回相談支援アドバイザーミーティング：6月】	<ul style="list-style-type: none"> 地域アドバイザーから各地域の取組状況について説明
② 取組状況の調査【7月】	<ul style="list-style-type: none"> 地域アドバイザーによる各市町村の取組状況を調査
③ 検討【第2回相談支援アドバイザーミーティング：9月】	<ul style="list-style-type: none"> 取組状況の調査結果から、整備の推進・機能内容の充足を図るために、各地域の課題を抽出し、その対応について検討する。
④ 厚生労働省との共催による都道府県ブロック会議の開催【11月以降】	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の積極的な整備や、必要な機能の強化・充実に資するよう、厚生労働省職員からの説明・情報提供、市町村等からの事例報告、ブロック会議の参加者相互の意見交換等を行う。
⑤ 進捗状況の把握【第3回相談支援アドバイザーミーティング：31年1月】	

スーパーバイザーからの意見

- 地域生活支援拠点の整備が進まない市町村の不安要素を丁寧に吸い上げるべきである。
- 実用性のある地域生活支援拠点するために、常に事業評価を行い、ブラッシュアップをしていく必要がある。課題検証の仕組みづくりが必要である。
- 基本相談、委託相談の整理について検討していく必要がある。

「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」の概要
～すべての子どもへの適切な支援・指導の充実をめざして～

計画の趣旨

特別支援教育に関するさまざまな課題を総合的にとらえ、中・長期的な視点に立った本県における特別支援教育の推進方策を検討し、今後の指針となる計画を策定しました。

計画期間

10年程度先を見据えながら、今後重的に取り組む期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

計画の進行管理

計画の進行管理については、目標に対する達成状況を把握するとともに、各年度の進行状況を調査・分析し、その時点におけるさまざまな要因による変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

幼稚園・保育所、小中学校における特別支援教育の推進

1 特別支援教育校内支援体制の充実

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率を向上させます。
- 支援情報の引継ぎに関するリーフレットを保護者へ配布し、啓発を図ります。



2 研究、研修の充実による支援、指導力の向上

- 発達障害児指導事例研究会等を実施し、教員・保育士の指導力を向上させます。
- 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させます。

3 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の在り方

- 「市町村就学相談支援事業」を通して、総合的な観点からの就学先決定への支援をします。
- 障害のある児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた、人的配置や環境整備の充実について検討します。

高等学校等における特別支援教育の推進

1 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用の促進

- 特別な支援を必要とする生徒について個別の指導計画を確実に作成、活用し、支援・指導に関する共通理解を促進します。
- 特別な支援を必要とする生徒に関する情報共有のための校内支援体制作りを推進します。



2 研究、研修の充実による教員の指導力の向上

- 特別な支援を必要とする生徒に対する授業内容などの配慮や工夫についての研究を行います。
- 障害のある生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた、人的配置や環境整備の充実について検討します。

3 高等学校と特別支援学校との連携

- 専門高校と近隣の高等特別支援学校における実習等を通した交流及び共同学習を推進します。
- 高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を行います。

特別支援学校における特別支援教育の推進

1 特別支援学校における教育内容の充実

1 障害の特性に配慮した教育内容の充実

- 障害の特性に応じた教育課程の編成や指導に関する研究を実施し、小中学校へ情報発信します。
- 高等特別支援学校と近隣の専門高校における実習等を通した交流及び共同学習を推進します。
- 知的障害特別支援学校における職業コースに関する研究を推進します。



2 教員の専門性向上のための研修等の充実

- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率を向上させます。
- 小中学校や高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を行います。

2 特別支援学校の整備

1 学校規模の過大化（教室不足）の解消

- 知的障害特別支援学校の教室不足のため、複数の特別支援学校のバランスよい設置を検討します。
- 小中学校や高等学校の空き教室を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。

2 通学環境の改善（スクールバスの整備など）

- 県立特別支援学校におけるスクールバスの増車を検討します。

3 特別支援学校の教育諸条件の整備

- 老朽化した施設設備の更新や冷房設備の設置、緊急通報装置等の整備を推進します。

4 特別支援学校における医療的ケアの整備

- 看護師配置の拡充（常勤看護師の配置）を図ります。
- 教員、看護師を対象とした研修の一層の充実と連携の在り方について検討します。

関係機関と連携した就労支援

1 一般就労に向けた関係機関との連携

- 一般就労に向けた特別支援学校と関係機関等との連携
 - 「就労支援推進委員会(仮称)」の設置による新たな就労支援システムを構築します。

2 地域の関係機関とのネットワークの構築

- 障害者就業・生活支援センター主催の「ネットワーク会議」で関係機関とより一層深い連携を図ります。

2 福祉就労に向けた障害者支援施設等との連携

- 市町村ごとの「自立支援協議会」で地域の福祉就労に関わる情報を共有します。

3 就労先の開拓(職域の拡大)

- 「あいち夢はぐくみサポーター」による就業体験等の受入先の増加と障害者雇用の理解啓発を図ります。
- 「県の機関における知的障害者インターンシップ事業」等での就業体験先の職域の拡大を図ります。



愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況

H30.5.1 現在

I 幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等

1 幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等における特別な支援を必要とする児童生徒についての個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率

- (1) 重点的に取り組む5年間の目標・・・100%（30年度）
- (2) 平成29年度の作成率（%）<愛知県調査：名古屋市を除く>

	幼稚園	小学校		中学校		高等学校
		特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	通常の学級	
教育支援計画	78.1	99.5	56.0	99.7	53.8	49.2
指導計画	93.0	99.9	64.0	99.1	56.6	79.1

※分母を作成する必要のある児童生徒数とし、「作成している」児童生徒数を分子として割合を算出

→ 通常の学級に在籍している特別な支援の必要な児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）についても、個別の教育支援計画等の作成や引継ぎを推進しています。

2 中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の高等学校等への引継ぎ率

- (1) 重点的に取り組む5年間の目標・・・前年度に比べて増加する。
- (2) 平成28・29年3月の引継ぎ率（%）<愛知県調査：名古屋市を除く>

	公立高校	私立高 校	教育訓練 機関等	特別支援 学校	就職	その他	合計
平成28年3月		20.7		93.1	16.7	11.9	41.4
平成29年3月		26.6		90.1	18.2	0.9	42.0

→ 高等学校における通級による指導の制度化に向け、より一層、個別の教育支援計画等の引継ぎが重要となります。県としては、市町村教育委員会及び中学校に、保護者の理解を得た上で、中学校から送付する関係書類とともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を高等学校等進路先に送付するよう働きかけています。

3 特別支援教育に関する研修会への参加率

- (1) 重点的に取り組む5年間の目標・・・100%（30年度）
- (2) 平成29年度の参加率（%）<文部科学省調査：名古屋市を除く>

幼稚園	小学校	中学校	高等学校
87.5	86.2	81.9	80.9

→ 市町村教育委員会とも連携して、特別支援教育に関する研修の機会の拡大を図ったり、特別支援学校主催の研修会の周知を図ったりして、すべての教員が適切な支援・指導を行うための研修を受講するように取り組んでいます。

4 特別支援学校教諭免許状の保有率

- (1) 重点的に取り組む5年間の目標・・・全国平均を上回る
- (2) 平成29年度の保有率 特別支援学級担当教員 22.8% [28年度全国平均30.9%]

→ 特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、認定講習や大学の公開講座、放送大学等の機会について周知し、それらを活用するなど、専門的な立場として必要な免許状取得を促進しています。

→ 愛知県公立学校教員採用選考試験において、特別支援学校教諭免許状の取得者に対しては、「特別支援教育に関する特別選考」を実施しています。

5 小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流

- (1) 重点的に取り組む5年間の目標・・・毎年継続する
- (2) 平成30年度の交流状況
 - ・小中学校と特別支援学校 32人（小→特19人、中→特9人、特→小1人、特→中3人）
 - ・高等学校と特別支援学校 3人（高→特2人、特→高1人）

→ 地域の特別支援教育の推進者として活躍できるように、人事交流を促進しています。また、人事交流実施期間中に、認定講習を効率よく受講できるようにするなどの方策を検討しています。

II 特別支援学校

1 重複障害学級の増設（平成27年度から）

- (1) 聾学校高等部に、重複障害学級を新設
- (2) 盲学校、聾学校及び肢体不自由特別支援学校において、中学部3年時に重複障害学級に在籍した生徒全員が、高等部でも重複障害学級に在籍できるよう学級数を増加

2 専門性の向上

- (1) 特別支援学校機能強化モデル事業（平成26・27年度の2か年：盲学校2校）
- (2) 特別支援学校教諭免許状取得率の向上
 - ア 公立学校教員採用選考試験において、特別支援学校教諭免許状の取得者を対象とした「特別支援教育に関する特別選考」を実施（平成27年度採用から）
 - イ 公立学校教員採用選考試験において、特別支援学校教諭の受験資格の一部を変更必要な単位を採用後3年を目処に取得し、速やかに当該免許状取得の申請をすることとする。（平成30年度採用から）
 - ウ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率
本県公立特別支援学校 64.9% [全国公立平均 77.6%]（平成29年度）

3 知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消

- (1) 県立特別支援学校の新設
 - ア いなざわ特別支援学校の開校（平成26年4月）
 - イ 大府みのり特別支援学校の開校（平成30年4月）
 - ウ 濑戸つばき特別支援学校の整備（平成31年度開校予定）
- (2) 市立特別支援学校への支援
 - ア 豊橋市立くすのき特別支援学校（平成27年4月開校）
 - イ 名古屋市立南養護学校分校（平成27年4月開校）

4 長時間通学の解消

- (1) 豊橋特別支援学校山嶺教室の開設（平成26年4月）平成29年3月に初の卒業生を輩出在籍生徒5名（3年生1名、2年生2名、1年生2名 平成29年度）
- (2) スクールバスの増車
 - 知的障害特別支援学校（平成26年度から）*計14台を増車（うち6台は他校から転用）
 - 肢体不自由特別支援学校（平成26年度から）*計8台を増車
- (3) スクールバスの更新
 - 肢体不自由特別支援学校（平成30年度）*1台を更新

5 教育諸条件の整備

- (1) 空調設備の設置（平成29年度から平成32年度に）全ての特別支援学校の普通教室と特別教室に設置
- (2) トイレの整備（平成29年度から平成33年度に）肢体不自由特別支援学校において、全てのトイレの洋式化、床の乾式化及び未設置の学校への多目的トイレの設置
- (3) 安全対策機器（防犯カメラ）の設置（平成29年度）
- (4) 緊急通報装置（パトライド）の設置（平成29年度から平成30年度に）

III 就労支援

1 一般就労に向けた関係機関との連携

- (1) キャリア教育・就労支援推進委員会の設置（平成26年度から）
- (2) 就労アドバイザーの配置（拠点校2校に各1名 平成27年度から）

2 知的障害特別支援学校の就労支援の充実強化

- (1) いなざわ・豊川において「職業コース」設置に向けた研究（平成26～27年度）一宮東・半田が設置（平成29年度）、安城・佐織が設置（平成30年度）今後、順次知的障害特別支援学校への設置を拡大
- (2) 職業教育充実強化事業（平成27年度）*高等・校舎における職業教育の充実強化

愛知県特別支援教育推進計画における達成率の状況

【推進方策の目標】

1 幼稚園・保育所、小中学校における特別支援教育の推進

- (1) 幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒についての個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率⇒100% (30年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

個別の教育支援計画	幼稚園：88.2% [全国 53.0%] (特別支援学級)	86.2% [全国 78.5%]
	小学校：97.6% [全国 93.6%] 中学校：97.1% [全国 94.0%] (通常の学級)	98.7% [全国 97.0%] 98.3% [全国 96.9%]
個別の指導計画	小学校：77.6% [全国 69.9%] 中学校：68.0% [全国 60.7%]	81.8% [全国 72.6%] 75.9% [全国 63.0%]
	幼稚園：92.6% [全国 67.2%] (特別支援学級)	98.3% [全国 91.8%]
(通常の学級)	小学校：99.4% [全国 99.2%] 中学校：99.3% [全国 98.0%] 小学校：78.4% [全国 80.4%] 中学校：70.0% [全国 64.3%]	99.7% [全国 99.3%] 98.7% [全国 98.8%] 81.0% [全国 82.1%] 72.8% [全国 67.4%]

- (2) 中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒についての支援情報を高等学校等へ引き継ぐことについて、支援情報の引継ぎ率⇒前年度に比べて増加する。(毎年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

新規の取組	42.0%	※平成28年度 41.4%
-------	-------	---------------

- (3) 特別支援教育に関する研修会への参加率⇒100% (30年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

幼稚園：80.6% [全国 89.1%]	87.5% [全国 88.6%]
小学校：78.6% [全国 87.3%]	86.2% [全国 89.3%]
中学校：65.9% [全国 76.1%]	81.9% [全国 80.8%]

- (4) 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率⇒全国平均を上回る。(30年度)

【平成24年度】 【平成29年度】

22.5% [全国 30.9%]	22.8% [全国 未発表]
------------------	----------------

- (5) 小中学校と特別支援学校との教員の人事交流⇒毎年継続する。(毎年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

実施している。	実施している。
---------	---------

2 高等学校等における特別支援教育の推進

- (1) 中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒についての支援情報を高等学校等へ引き継ぐことについて、支援情報の引継ぎ率⇒前年度に比べて増加する。(毎年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

新規の取組	42.0%	※平成28年度 41.4%
-------	-------	---------------

- (2) 高等学校等における特別な支援を必要とする生徒についての個別の教育支援計画又は個別の指導計画の作成率⇒100% (30年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

個別の教育支援計画：5.4% [全国 25.9%]	64.2% [全国 70.7%]
個別の指導計画：6.0% [全国 29.8%]	77.2% [全国 78.6%]

- (3) 特別支援教育に関する研修会への参加率⇒100% (30年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

高等学校：79.3% [全国 66.9%]	高等学校：80.9% [全国 74.8%]
-----------------------	-----------------------

- (4) 高等学校と特別支援学校との教員の人事交流⇒毎年継続する。(毎年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

新規の取組	実施している。
-------	---------

3 特別支援学校における特別支援教育の推進

- (1) 特別支援学校における教育諸条件の整備、及び教育内容の充実⇒推進方策の内容をそれぞれ検証し、着実に進める。

- (2) 特別支援学校教諭免許状の保有率⇒全国平均を上回る。(30年度)

【平成24年度】 【平成29年度】

62.8% [全国 70.8%]	64.9% [全国 77.6%]
------------------	------------------

- (3) 小中学校、高等学校と特別支援学校の人事交流⇒毎年継続する。(毎年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

小中学校：実施している	実施している
高等学校：新規の取組	実施している

- (4) 県立特別支援学校の設置⇒緊急性の高いところから、順次新たな学校の設置を検討

- (5) 肢体不自由特別支援学校でのスクールバスの計画的整備⇒スクールバスの乗車時間を60分程度とする。(30年度)

【平成25年度】 【平成30年度】

60分以上乗車している人数 174人 〔乗車総数 454人〕	人数 114人 〔乗車総数 449人〕
-----------------------------------	------------------------

- (6) 知的障害特別支援学校でのスクールバスの計画的整備⇒スクールバスの乗車待機者の解消をめざす。(30年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

待機者のいる学校は6校で、 待機者数 96人	待機者のいる学校は3校で、 待機者数 14人
---------------------------	---------------------------

- (7) 知的障害特別支援学校でのスクールバスの計画的整備⇒スクールバスの補助席使用の解消をめざす。(30年度)

【平成25年度】 【平成29年度】

補助席を使用しているバスは、25台	補助席を使用しているバスは、1台
-------------------	------------------

4 関係機関と連携した就労支援

- (1) 特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率⇒50% (27年度)

【平成24年度】 【平成30年度】 ※全国はH29年度

39.6% [全国 27.7%]	38.2% [全国 29.4%]
------------------	------------------

【現状】のデータについて

1(1)、(3)、2(2)、(3)：平成25年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）より

2(4)、3(2)：平成24年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査（文部科学省）より

4(1)：平成25年度学校基本調査（文部科学省）より

上記以外：県教育委員会特別支援教育課調べより

第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定について

1 趣 旨

(1) 現行計画について（平成26年度から平成30年度）

平成26年3月に、特別支援教育に関わる様々な課題を総合的にとらえ、中・長期的な視点に立った本県における特別支援教育の指針となる「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」を策定し、様々な取組を進めている。

計画期間が今年度末で終了することから、新たな愛知県特別支援教育推進計画を策定する必要があり、これまでに計画に基づき進めてきた取組の検証を踏まえ、平成30年内を目途に「第2期愛知県特別支援教育推進計画」を策定し、今後の特別支援教育の充実に向けた施策の方向性を体系的に示していく。

【現行計画の4つの推進方策】

- 1 幼稚園・保育所、小中学校における特別支援教育の推進
- 2 高等学校等における特別支援教育の推進
- 3 特別支援学校における教育内容の充実
- 4 関係機関と連携した就労支援

2 第2期計画策定に係る検討会議

(1) 推進計画検討会議

大学関係者、学校関係者等で構成する有識者による会議の開催

委員：26人 年3回開催

(2) ワーキング会議

「幼稚園・保育所、小中学校部会」、「高等学校等部会」、「特別支援学校部会」のそれぞれの関係者による会議の開催

委員：15人 年3回開催

(3) 関係機関等会議との連携

(健康福祉部)

愛知県障害者施策審議会、愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会

(産業労働部)

愛知県障害者雇用審議会

(教育委員会)

キャリア教育・就労支援推進委員会

3 策定スケジュール（案）

時 期	推進計画検討会議	ワーキング会議	参 考
H30. 5		第1回ワーキング会議	
H30. 6	第1回推進計画検討会議		
H30. 7	第2回推進計画検討会議	第2回ワーキング会議	
H30. 9 ～10			パブリックコメント
H30. 10		第3回ワーキング会議	
H30. 11	第3回推進計画検討会議		
H30. 12			・教育委員会会議 ・公表（記者発表）

4 第2期計画の周知

愛知県ホームページへの掲載

第2期愛知県特別支援教育推進計画（1,200冊）、リーフレット（10,000部）作成・配付

・配付先：幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、県教育事務所、市町村教育委員会及び関係機関等